

質問第9号

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成18年1月6日付け千葉市指令保児相第1号で通知した「虐待通告受付票、受付票、児童経過記録表、診断指導記録票、医学診断依頼表、医学診断所見票及び援助方針会議録」（以下「本件一時保護関係書」という。）を部分開示とした決定において不開示とした情報のうち、別表9に記載した部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

第2 質問に至る経過

質問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成17年12月6日、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成■年○月○日に実施機関が行った異議申立人の子（以下「児童本人」という。）の一時保護に関するすべての書類の開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る個人情報を、児童本人に係る虐待通告受付票、受付票、児童経過記録表、診断指導記録票、医学診断依頼表、医学診断所見票及び援助方針会議録と特定した上で、本件一時保護関係書には、条例第1.5条第1号、第2号、第3号又は第7号に該当する情報が含まれているとして、条例第1.9条第1項の規定に基づいて部分開示決定を行い、その旨を平成18年1月6日付け千葉市指令保児相第1号により異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立て人は、部分開示決定を不服として、平成18年3月5日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成18年3月27日付け
17千保児相第356号により本審査会に質問した。

第3 異議申立て人の主張の要旨

異議申立て書、意見書及び口頭による意見陳述における異議申立て人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、部分開示決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 決定が違法又は不当であることについて

異議申立てに係る決定は、次のとおり違法不當である。

ア 不開示部分とその理由について

異議申立て人は、平成■年○月○日に行った児童本人の一時保護に関するすべての書類の開示を請求したのであるが、開示されたのは全く意味のない、異議申立て人が開示請求した趣旨から外れた異議申立て人が関係している記録（異議申立て人と実施機関の職員との面談記録等）のみで大部分が黒塗りになっていた。

その開示しないこととした部分の理由も、例えば「開示請求者の対象児童の発言や心情が記載された情報であり、開示することにより、当該児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため」というように、客観的に考えても、今後絶対起こりえない本末転倒の理由をこじつけて開示せず、最初から、真の情報開示に基づいて開示するつもりなどなく、ただ「市は個人情報保護条例に基づき、請求があれば情報開示をしています。」との体裁を取っただけである。

イ 実施機関の職員から口頭で聴取した情報の不開示について

異議申立人が情報開示を請求すれば、少なくとも実施機関の職員から口頭で聴取した以上の情報を開示すると期待したところ、現状以上の開示どころか、実施機関の職員が口頭で開示した平成■年〇月〇日の虐待通告に関する記録も全く開示されていなかった。

これでは、正式な手続である開示請求が、口頭でなされる職員の裁量による情報開示より劣後することとなり、開示請求すること自体が意味を成さなくなる。

さらに、ここで問題となるのが、職員は条例上の不開示情報について、口頭であれば、裁量により開示してよいのかということである。

職員の裁量による口頭での開示と開示請求による開示が一致しないことに対して、あらゆる市民が納得できる説明をしていただきたい。

このことについて、実施機関は、通告内容を開示したものではなく、保護者に対して一時保護の必要性を理解してもらうための説明であると主張している。

しかし、平成■年〇月〇日に児童本人が実施機関に一時保護された時の調書について、異議申立人が直接実施機関に出向いて、長時間にわたって、実施機関が作成した調書を一字一句、何回も繰り返し詳細に聴取したが、これは異議申立人に対する説明というより、むしろ完全に調書の内容そのものである。(異議申立人は、実施機関から調書の内容を聴取した証拠として「〇月〇日(水)に児童本人が児童相談所に一時保護されたときの調書(児童相談所が情報開示できるものに基づいて聞き取ったもの)」を審査会に提出している。)

したがって、この点についての実施機関の説明は全く事実と異なるものである。

なお、実施機関は、異議申立人が提出した「〇月〇日(水)に児童本人が児童相談所に一時保護されたときの調書」の内容には実施機関が話したこともない内容も含まれており、大変遺憾に感じているとしている。

しかし、この反論はきわめて漠然かつあいまいで感情的なものに過ぎず、このような反論をするのであれば、具体的にどの部分が実施機関が話したこともない内容であるのか明示した上で、遺憾の意を表明すべきである。異議申立人は、実施機関が話したこともない内容とされる部分について、具体的な指摘を求める。

ウ 違法な通告を行った者の保護の必要性について

実施機関は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第8

2号。以下「児童虐待防止法」という。) 第7条に基づいて、通告者を開示することができないとしている。

なるほど、虐待通告に合理性がある場合には、通告者を漏らすことによる弊害が大きいことは容易に想像できる。

しかし、本件の一時保護は事実と異なる通告をもとになされたものであり、異議申立人のみならず、児童本人の監護権者として、現在児童本人と同居している母親でさえこれを望まなかつたものである。このことは、母親自身が、千葉家庭裁判所で行われていた離婚調停の場において、実施機関への通告は母親が関与したのではないか、という異議申立人の弁護士からの質問に対し、そのような事実はないこと及び一時保護自体が母親の意に反するものであったことを表明していることからも明らかである。

このような状況においては、本件通告は「虚偽の通告」といわざるを得ず、この虚偽の通告によって、異議申立人は名誉を毀損され、実生活上(特に職場や近隣環境)においても極めて多大な迷惑を受けているのである。事実、異議申立人は、妻との離婚訴訟が行われている最中に、非常に悪意に満ちた虐待通告がなされたことにより、戻そうと思っていた夫婦関係が決定的に破綻に追い込まれたほか、近隣に白い目で見られるようになり、職場にもいつ通告されるか分からぬといふ精神的負担を強いられるという損害を被った。その意味で、本件通告は、民事上の不法行為に該当するほか、名誉毀損という犯罪行為にも該当する。

繰り返し言うが、保護すべきは善意の者であり、虚偽事実による虚偽の虐待通告をして異議申立人を陥れ(実施機関の職員は、通報後の児童本人からの聴取をはじめとする調査で、児童虐待の事実がなかつたことを明言している)、名誉を毀損させ、社会的損害を被らせている本件の通告者2名は悪意に満ち溢れ、最初に警察に通報し異議申立人を犯罪者にしようとした者で、法に抵触しており、全く保護には当たらないことは明白である。

このような通告についても「特定されるものを漏らしてはならない」のであれば、事実無根の虐待通告による多大な被害を受けた場合であっても、名誉や損害の回復手段がないこととなり、さらに、通告後の実施機関の事実確認の適否を事後的にチェックする方法も失うこととなる。

異議申立人の開示請求は、かかる虚偽の通告に伴う疑義を検証すべく必須のものであり、仮に、実施機関が開示を拒めば、結果的に、違法な通告に加担したことと同様の効果を生じさせるものといわざるを

得ない。

よって、本件通告者名は開示されるべきである。

(2) 児童本人の了解を前提とした開示の請求について

今回の実施機関の措置は、異議申立人による児童本人の虐待がないことを十分に確認せず、通告を妄信したことにより、実施機関が結果的に異議申立人に児童本人に対する虐待の疑いを負わせ、母親との間の離婚紛争（親権・監護権）において母親に加担する結果を招いたものであり、真に保護されるべき児童本人の保護を考えたとは到底言い難い措置である。その証左に、虐待の疑いをかけられたはずの異議申立人と児童本人は、現在では従前どおりの信頼関係で結ばれている。このような状況から、本件においては、児童本人と実施機関の信頼関係を維持すべき利益はさほど大きくなく、児童本人の面接内容の開示については、児童本人がこれに応じれば足りる程度のものであり、児童本人の了解はいつでも得られる状況にある。

したがって、児童本人の了解をもとに、面接内容の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 児童虐待と一時保護について

(1) 児童虐待と通告義務、通告者に関する秘密の保持

児童虐待とは、保護者が、その監護する児童の心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為と定義されている。児童虐待を受けた児童は心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、虐待の早期発見と迅速な対応が極めて重要と考えられている。

そこで、児童虐待防止法第6条において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、（中略）児童相談所に通告しなければならない。」と定め、発見の段階で明らかに虐待であると断定できない場合についても、その可能性が疑われる場合には、当該児童を発見した者に通告義務を課すとともに、発見者が虐待を疑われた者からの報復等をおそれ通告をためらう事態を防ぐために、同法第7条において、「当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定し、法の実効性を担保している。

(2) 児童相談所の機能、役割

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市に設置されている児童福祉に関する専門機関で、千葉市には1か所設置されており、市の虐待対応について中心的な役割を担っている。

同所は、上記通告を受けると緊急受理会議を開催し、速やかに児童の安全確認を行うとともに、関係機関との協力、連携のもと事実関係等の調査を行う。その結果、緊急保護が必要と判断した場合には、児童虐待防止法第8条及び児童福祉法第33条の規定により、児童を付設の一時保護所に入所させ、又は児童福祉施設や病院などの他の適切な機関に一時保護を委託する等の措置が採られることとなる。

(3) 本件一時保護

本件の一時保護は、平成■年○月○日に児童虐待防止法第6条第1項に基づく通告があったため、児童相談所の職員が同日夜間に緊急的に行つたものである。

2 本件一時保護関係書について

実施機関は、開示請求に係る個人情報を、児童本人に関し作成された次の7種類の文書であるとして特定した。

(1) 虐待通告受付票

実施機関が児童虐待の通告・相談への対応として、厚生労働省による「子ども虐待対応の手引き」中の「虐待相談・通告受付票」の様式及び記載要領を参考に、通告・相談時に確認すべき事項を記載事項として様式化したもので、通告者から提供された情報をこれに記入しているものである。

(2) 受付票

実施機関が相談援助活動を行うに当たって、厚生労働省が児童相談所の業務の適切な運営を期すため具体的な指標として示している「児童相談所運営指針（以下「指針」という。）」中の「相談受付台帳」を参考に各種相談の最初に作成しているものである。

(3) 児童経過記録表

実施機関が相談援助活動を行うため、(2)と同様に指針中の「児童記録票」を参考に一時保護した子どもごとに作成しているものである。

(4) 診断指導記録票

実施機関が(3)児童経過記録表に心理判断及び医学判断を記載する

ため補助的に作成しているものである。

(5) 医学診断依頼表

(4) と同じ

(6) 医学診断所見票

(4) と同じ

(7) 援助方針会議録

実施機関が相談援助活動を行うため、(2)と同様に指針中の「援助方針会議録」を参考として作成しているものである。

3 不開示理由について

以下、本件一時保護関係書の一部を不開示とした部分とその理由を、条例第15条各号に掲げる不開示理由の順に説明する。

(1) 条例第15条第1号該当として不開示としたもの

前述のとおり、児童虐待防止法第7条において、通告者を特定させるものを漏らしてはならない旨規定されている。

虐待通告受付票の別表1(1)に記載した部分、受付票の別表1(2)に記載した部分及び児童経過記録表の別表1(3)に記載した部分には、通告者が特定されうる情報が記載されていることから、同条の規定に抵触する可能性があるため、条例第15条第1号に該当する。

なお、不開示部分の区分に当たっては、通告内容を一行単位で吟味すれば、その一行の開示だけでは通告者を特定することが困難のように思われる部分もあるが、仮に、そのように一行ずつ区分して開示した場合、氏名、住所、電話番号といった直接個人を識別させる情報を除くほとんどの通告内容が開示されることとなり、その結果、それらの情報の集積により通告者が特定されるおそれがあると考えられるため、当該おそれがあると思われる部分のすべてについて不開示としたものである。

(2) 条例第15条第2号該当として不開示としたもの

児童経過記録表の別表2に記載した部分は、児童本人の発言や心情が記載された情報であり、開示することにより、児童本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、条例第15条第2号に該当する。

実施機関において、児童との面接内容は、児童本人の了解なしには、たとえ両親であっても面接の内容を明かさないという約束のもとに面接を行っている。

児童本人に関しても、同様の約束の上、面接を実施してきた経緯がある。児童本人は現在母親のもとで生活はしているが、今後も異議申立人

と会う機会があることは、異議申立人も認めている。児童本人の面会内容が開示されれば、児童本人が実施機関に裏切られたという思いを抱くばかりか、異議申立人との関係をさらに複雑なものにしてしまうこともなりかねない。

異議申立人は児童本人の将来を考えて開示を求めているのではなく、法定代理人という立場を利用して、自分自身の名譽回復のために開示を求めているのである。このことが、やっと平穏になった児童本人の生活を乱すことになるのを、実施機関としては大いに危惧するものである。

(3) 条例第15条第3号該当として不開示としたもの

児童経過記録表の別表3(1)に記載した部分及び援助方針会議録の別表3(2)に記載した部分は、条例第15条第3号に規定する開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 条例第15条第7号該当として不開示としたもの

児童経過記録表の別表4(1)に記載した部分、診断指導記録票の別表4(2)に記載した部分、医学診断依頼表の別表4(3)に記載した部分、医学診断所見票の別表4(4)に記載した部分及び援助方針会議録の別表4(5)に記載した部分は、個人の評価、判定、選考、診断、相談などを伴う実施機関が行う事務に関し、開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第15条第7号に該当する。

4 異議申立人の主張に対する反論

(1) 決定の違法又は不当について

ア 実施機関の職員が口頭で伝えた内容の不開示について

異議申立人は、一時保護通告時及びその後の実施機関の説明を受けしており、そのときに口頭で説明した内容さえも隠すものであると主張しているが、その時点で説明したのは、実施機関が一時保護をした理由であり、虐待通告の内容を開示したものではない。児童相談所の機能として、児童を一時保護した後は、家族を再統合するために、保護者に一時保護したことへの理解を求め、児童が安全に安心して暮らしていくことができるよう話し合いをするための関係作りをしていかなければならない。そのために、保護者に対して一時保護の必要性を理解してもらうための説明を行ったのであって、通告内容を開示した

ものではない。なお、異議申立人が主張している、児童本人が実施機関に一時保護された時の調書の内容を実施機関の職員から聴取したものには、実施機関が話したこともない内容も含まれており、大変遺憾に感じている。

イ 通告者を特定させるものの開示について

そもそも虐待通告に関しては、児童虐待防止法第7条に「通告をした者を特定されるものを漏らしてはならない。」とあり、開示することができない。また、異議申立人の主張は、独自の主観的見解に過ぎない。

(2) 児童本人の了解を前提とした開示について

○ 異議申立人は児童本人の了解が得られると言っているが、児童本人は実施機関の記録に何が記載されているかも知らされないままに開示に納得するように異議申立人から話をされることが想定されることから、どのようなことが起こるのか、児童本人が判断することは難しいと思われる。

第5 審査会の判断

審査会は、本件一時保護関係書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件一時保護関係書について

○ 本件一時保護関係書は、児童本人の一時保護に関し作成された次に掲げる文書により構成されている。

- (1) 虐待通告受付票
- (2) 受付票
- (3) 児童経過記録表
- (4) 診断指導記録票
- (5) 医学診断依頼表
- (6) 医学診断所見票
- (7) 援助方針会議録

2 法定代理人からの主張等について

本件請求は、条例第13条第2項に基づき、法定代理人である父親が児童本人に代わって行ったものである。かかる請求に対する決定において留

意すべき点は、請求者（法定代理人）と請求対象である個人情報の主体となる児童本人との利益が必ずしも一致しないということである。異議申立人は、面接内容の開示について児童本人の了解はいつでも得られると主張するが、子どもの同意の有無によって開示、不開示の判断を左右することはできない。そのため、両者の利益が相反する場合には、条例第15条第2号の該当性について十分に検討を要するものとされる。

また、本件請求の対象が児童の一時保護に関する情報という特殊な事情から、児童本人の情報である一方、部分的には親権者の情報も不可分の状態で包含されているため、法定代理人が法定代理人自らの情報についての開示請求の権利を行使することも想定されるものである。もっとも、法定代理人が自己の情報の開示を請求する場合においては、一時保護に関する情報すべてが児童本人の情報ではあっても、法定代理人の情報はそのすべてとはならないこと、その場合、法定代理人にとっては児童本人の情報は本人（法定代理人）以外の情報となり、原則として条例第15条第3号に該当することなどから、既に開示されている本人（法定代理人）のみに関する部分を除くと、結果として本件請求と比較して限定的な開示とならざるを得ないと判断される。

さらに、異議申立人は、少なくとも実施機関の職員から口頭で聴取した以上の情報は開示すべきであると主張している。これについて、異議申立人が一時保護に深く関与していたことから、実施機関から口頭での説明を受けた状況において、異議申立人が知り得ている情報さえも不開示とすることの是非について考察すると、実施機関が異議申立人に対して一時保護の説明を行うことは、実施機関の業務の遂行上必要なことであり、一方、実施機関が一時保護に関する相談支援活動を行うためには、本件一時保護関係書を作成することも義務付けられたものである。また、一時保護の背景を考察すると両者間の部分的な内容の一致や類似は確かにあり得るものではあるが、仮に同一の文言が記載されていても、その意味するところまで必ずしも同一であるとは限らないことから、本件一時保護関係書の記載内容のうち説明を受けた内容と部分的な一致や類似が見られる部分をすべて異議申立人が知り得る情報であると判断することはできない。

3 条例第15条第1号該当性について

（1）実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

本件一時保護関係書に記録された個人情報のうち、次に掲げる部分である。

ア 虐待通告受付票に記録された個人情報のうち、別表1（1）に記載

した部分

- イ 受付票に記録された個人情報のうち、別表1（2）に記載した部分
- ウ 児童経過記録表に記録された個人情報のうち、別表1（3）に記載した部分

（2）本号の趣旨及び解釈

本号は、法令等の規定により開示することができないと認められる情報を不開示とすることを定めたものである。

法令等とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令及び条例、規則をいい、法令等に明らかに開示することができない旨定められている場合のほか、法令等の趣旨及び目的により開示することができないと明らかに解される場合も含むものである。

（3）本号該当性について

実施機関は、前記（1）の部分は、条例第15号第1号の規定に該当すると主張している。

そこで、当該個人情報が本号に該当するか否かについて検討する。

ア 虐待通告受付票中の通告者の氏名及び連絡先、受付票中の通告者の氏名並びに児童経過記録表の2ページ目の記事欄1行目から3行目まで、3ページ目の記事欄26行目から43行目まで並びに4ページ目の記事欄1行目から4行目まで及び6行目に記載されている事項は、通告者の氏名及び連絡先はいうまでもなく、その他の情報についても、個々の情報だけでは通告者を識別することはできないが、異議申立人との関係を考慮することにより、通告者を識別することができることとなるおそれがあるものであるため、いずれも児童虐待防止法第7条の規定により開示することができないと認められる通告者を特定させる情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 虐待通告受付票中の虐待の状況、通告者が虐待に気づいた時期及び虐待の頻度、虐待を受けている子どもの様子、同居人を含む家族の様子中の家族関係、虐待の過去の状況、家族状況及び通告者の求めるもの、受付票中の家庭状況及び平成■年〇月〇日の主訴並びに児童経過記録表の1ページ目の記事欄2行目から31行目まで、2ページ目の記事欄4行目から5行目までに記載されている事項は、開示しても通告者は特定されず、児童虐待防止法第7条の規定により開示することができないと認められる通告者を特定させる情報であるとはいはず、条例第15号第1号には該当しない。

しかしながら、これらの情報は、後述するように条例第15号第3

号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたことは妥当である。

なお、条例第15条第3号の趣旨及び解釈については後述する。

ウ 虐待通告受付票中の通告者と児童との関係、受付票中の通告者の住所又は機関名欄に記載されている事項並びに児童経過記録表の3ページ目の記事欄1行目及び4ページ目の記事欄32行目4文字目から7文字目までに記載されている事項は、異議申立人が行った一時保護処分に係る審査請求に対する裁決書に記載されている情報であり、異議申立人は既に知り得ている情報であることから、不開示とすべき理由は存在せず、開示すべきである。

エ 虐待通告受付票中の通告者の調査協力の諾否及び児童経過記録表の1ページ目の記事欄1行目に記載されている事項は、開示しても通告者は特定されず、児童虐待防止法第7条の規定により、開示することができないと認められる情報であるとはいえないため、条例第15条第1号には該当せず、開示すべきである。

4 条例第15条第2号該当性について

(1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

児童経過記録表に記録された個人情報のうち、別表2に記載した部分である。

(2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、開示請求のあった個人情報に本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるときは、開示しないことを定めたものである。

本人に対して自己に関する個人情報を開示することは、通例は本人の権利利益を侵害するおそれないものと考えられるが、開示することが必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができますようにしておく必要があるために規定したものである。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

(3) 本号該当性について

実施機関は、前記(1)の部分は、条例第15号第2号の規定に該当すると主張している。

そこで、当該個人情報が本号に該当するか否かについて検討する。

ア 児童経過記録表の4ページ目の記事欄15行目から17行目まで、7ページ目の記事欄10行目から21行目まで、11ページ目の記事欄22行目から42行目まで、14ページ目の年月日欄の10行目、11行目、28行目及び29行目並びに記事欄2行目から26行目まで及び28行目から31行目、15ページ目の年月日欄及び記事欄に記載された事項のすべて、16ページ目の記事欄に記載された事項のすべて、17ページ目の記事欄1行目から2行目まで、23ページ目の記事欄21行目から41行目まで、24ページ目の記事欄35行目から44行目まで、25ページ目の記事欄1行目から6行目まで、26ページ目の記事欄30行目から32行目まで、27ページ目の記事欄9行目から19行目まで、28ページ日の記事欄31行目から41行目まで、31ページ目の記事欄33行目から44行目まで、34ページ目の記事欄20行目から21行目まで及び23行目から41行目まで並びに35ページ目の記事欄1行目から2行目まで及び20行目から28行目までに記載されている事項は、実施機関が秘密にすることを条件に聴取した情報であり、これにより、実施機関は児童本人から率直な発言を促すことができ、児童本人は安心して聴取を受けることができたものである。

今回の開示請求は前述のとおり児童本人の法定代理人として異議申立人が行っているところであり、当該情報を異議申立人に開示することにより、児童本人が異議申立人に知られないと考えて発言したことにより保護されるべき利益を害するおそれがあるため、条例第15条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 児童経過記録表の4ページ目の記事欄18行目から20行目まで、26ページ目の記事欄28行目から29行目まで及び37ページ目の記事欄8行目から10行目までに記載されている事項は、アと同様に法定代理人からの請求であることを考慮すると、異議申立人に開示することにより、異議申立人に知られないという前提の下で児童本人が施設で過ごしていたことにより保護されるべき利益を害するおそれがあるため、条例第15条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 児童経過記録表の3ページ目の記事欄17行目から25行目まで及び5ページ目の記事欄20行目から30行目までに記載されている事項は、他の実施機関から実施機関に提供された情報であり、その内容は、異議申立人に開示することにより、児童本人の利益を害するおそれがあるとまではいえず、条例第15条第2号には該当しない。

しかしながら、これらの情報は、後述するように条例第15条第7号に該当し、不開示としたことは妥当である。

なお、条例第15条第7号の趣旨及び解釈については後述する。

エ 児童経過記録表の4ページ目の記事欄32行目14文字目から33行目までに記載されている事項は、実施機関の職員が異議申立人の自宅で一時保護決定通知書を手渡した際に、実施機関が異議申立人に説明すべき内容であり、異議申立人は既に知り得ている情報であると思料されることから、不開示とすべき理由は存在せず、開示すべきである。

オ 児童経過記録表の11ページ目の記事欄13行目から21行目までに記載されている事項は、単に事実を述べているだけであり、しかも、異議申立人もおおむね知り得ている情報であると認められることから、条例第15条第2号には該当せず、開示すべきである。○

5 条例第15条第3号該当性について

(1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

本件一時保護関係書に記録された個人情報のうち、次に掲げる部分である。

ア 児童経過記録表に記録された個人情報のうち、別表3(1)に記載した部分

イ 援助方針会議録に記録された個人情報のうち、別表3(2)に記載した部分

(2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。○

ただし、これに該当する情報であっても、次に掲げる情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいことから、同号ただし書により、本号の不開示情報から除かれている。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必

要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 本号該当性について

実施機関は、前記（1）の部分は、条例第15条第3号の規定に該当すると主張している。

そこで、当該個人情報が本号に該当するか否かについて検討する。

ア 児童経過記録表の4ページ目の記事欄11行目から14行目まで、7ページ目の記事欄23行目から44行目まで、8ページ目の記事欄すべて、9ページ目の記事欄すべて、10ページ目の記事欄1行目から6行目まで及び8行目、11ページ目の記事欄1行目から11行目まで、13ページ目の記事欄23行目から41行目まで、18ページ目の記事欄2行目から35行目まで及び37行目から38行目まで、21ページ目の記事欄15行目から31行目まで、22ページ目の記事欄すべて、23ページ目の記事欄1行目4文字目から8文字目まで、2行目から7行目まで及び18行目から19行目まで、26ページ目の記事欄38行目から44行目まで、27ページ目の記事欄2行目から7行目まで、30ページ目の記事欄1行目から15行目まで、31ページ目の記事欄27行目から31行目まで、32ページ目の記事欄1行目から14行目まで、35ページ目の記事欄16行目から18行目まで及び29行目から31行目まで、36ページ目の記事欄1行目から11行目まで、13行目から27行目まで、29行目から34行目まで及び38行目から40行目までに記載されている事項並びに援助方針会議録中に記載されている児童本人以外の児童に関する情報は、児童本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第15条第3号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 児童経過記録表の14ページ目の記事欄1行目及び17ページ目の記事欄6行目に記載されている事項は、実施機関の非常勤職員の氏名であり、児童本人以外の個人に関する情報であり、また、一般職の職員とは異なり、人事異動の公表や職員録への掲載等により公表されているものでないことから、条例第15条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当である。

ウ 児童経過記録表の3ページ目の記事欄6行目から16行目までに記載されている事項は、児童本人以外の個人に関する情報であって、特

定の個人を識別することができるものであり、8行目5文字目から25文字目までの部分（以下「当該除外部分」という。）を除き、条例第15条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないが、当該除外部分については、児童本人に密接に関連する者の生活等の事実を記載したに過ぎず、同号ただし書アに該当すると判断される。

しかしながら、これらの情報は、後述するように条例第15条第7号に該当し、不開示とすることは妥当である。

なお、条例第15条第7号の趣旨及び解釈については後述する。

- エ 児童経過記録表の4ページ目の記事欄9行目から10行目まで及び27行目から30行目まで、7ページ目の記事欄22行目、11ページ目の欄外記載部分、18ページ目の記事欄1行目、23ページ目の記事欄1行目1文字目から3文字目まで、26ページ目の記事欄37行目、27ページ目の記事欄1行目、31ページ目の記事欄26行目、35ページ目の記事欄15行目並びに36ページ目の記事欄28行目及び37行目に記載されている事項は、児童本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第15条第3号に該当する。

しかし、実施機関が児童本人を一時保護処分するにあたり、児童本人及び異議申立人にとって十分に予見できる事項であるため、条例第15条第3号ただし書アに該当し、開示すべきである。

- オ 3(3)イで述べた部分については、条例第15条第1号には該当しないが、開示することにより、記載されている内容をもとに損害賠償、又は名誉毀損の訴えを提起されるおそれがあるなど、なお児童本人以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第15条第3号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたことは妥当である。

6 条例第15条第7号該当性について

(1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

本件一時保護関係書に記録された個人情報のうち、次に掲げる部分である。

- ア 児童経過記録表に記録された個人情報のうち、別表4(1)に記載した部分
イ 診断指導記録票に記録された個人情報のうち、別表4(2)に記載した部分
ウ 医学診断依頼表に記録された個人情報のうち、別表4(3)に記載

した部分

エ 医学診断所見票に記録された個人情報のうち、別表4（4）に記載した部分

オ 援助方針会議録に記録された個人情報のうち、別表4（5）に記載した部分

（2）本号の趣旨及び解釈

本号は、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、市等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

市等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを本号では「次に掲げるおそれ」としてアからカまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

したがって、本規定は実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点から開示の必要性等、種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められるものである。

（3）本号該当性について

実施機関は、前記（1）の部分は、条例第15号第7号の規定に該当すると主張している。

そこで、当該個人情報が本号に該当するか否かについて検討する。

ア 児童経過記録表の5ページ目の記事欄35行目から38行目まで、31ページ目の記事欄7行目から8行目まで及び12行目から15行目まで並びに37ページ目の記事欄4行目から6行目まで及び11行目から13行目までに記載されている事項は、他の実施機関から提供を受けたものであり、開示した場合には、情報提供を求めた当該他の実施機関等が当事者間の争いに巻き込まれることを危惧し、情報提供

に消極的になるおそれがあるなど、実施機関が行う事務の性質上、今後実施機関が行おうとする同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第15条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 児童経過記録表の17ページ目の記事欄7行目から12行目まで、21ページ目の記事欄6行目から13行目まで、26ページ目の記事欄33行目から36行目まで及び28ページ目の記事欄24行目から26行目までに記載されている事項、診断指導記録票の1ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、2ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、5ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、7ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて及び欄外、8ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて及び欄外、9ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、10ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、11ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、12ページ目の実施年月日、対象、内容等の左欄6行目及び右欄すべて、13ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、14ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、15ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべて、16ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべてに記載されている事項、医学診断依頼表の1ページ目に記載されている心理検査結果、面接などの様子及び相談内容、2ページ目に記載されているケース概要中の1、家族構成及び2、今までの生活歴並びに3ページ目に記載されている事項のすべて並びに援助方針会議録の1ページ目の児童本人に関する受理年月日、地域、議題提出係、種別及び決定欄に記載されている受理年月日、地域、議題提出係又は種別以外の情報並びに4ページ目の児童本人に関する結果及び方針欄の欄外に記載されている情報は、一時保護処分を行うに当たって必要な実施機関の専門的知見を踏まえた見解等が記録されており、これを開示した場合には、実施機関が行う相談、援助等の事務への不信感などから、今後実施機関が行う児童の処遇の決定等に支障を及ぼすおそれがあるほか、児童本人及び両親からの意見や批判を受けることが予想され、実施機関が行った面接、観察等をもとに分析された結果等を記録することに消極的になるあまりに、児童がおかれた環境等の正確な把握を困難にするおそれがあるなど、今後実施機関が行おうとする同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第15条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- ウ 医学診断所見票に記載されている診断、所見及び経過・現症は、医師が行った面接、観察等をもとに専門的、学問的知見を踏まえた見解等が記録されており、これを開示した場合には、当該医師に対する不信感が募るおそれがあるほか、児童本人及び両親からの意見や批判を受けることが予想され、それをおそれ今後医師が分析した結果等を正確かつ詳細に記録することに消極的になることで、児童がおかれた環境等の正確な把握を困難にするおそれがあるなど、今後実施機関が行おうとする同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第15条第7号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- エ 児童経過記録表の3ページ目の記事欄2行目、5ページ目の記事欄7行目から15行目まで、19行目、21ページ目の記事欄14行目及び31ページ目の記事欄1行目から2行目までに記載されている事項は、既に児童本人及び異議申立人が知り得ている情報であるか、又は実施機関が児童本人を一時保護処分するにあたり、児童本人及び異議申立人が予見することは十分可能な情報であるため、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないことから、開示すべきである。
- オ 児童経過記録表の3ページ目の記事欄3行目から5行目まで及び5ページ目の記事欄31行目から34行目までに記載されている事項は、児童本人及び異議申立人に関する客観的事実を記載しているに過ぎず、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないため、開示すべきである。
- カ 児童経過記録表の31ページ目の記事欄1行目から6行目まで、9行目から11行目まで及び16行目から19行目までに記載されている事項は、実施機関が児童本人を一時保護処分するに当たり、こうした情報がやりとりされることが児童本人及び異議申立人にとって予見することが十分可能であり、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないため、開示すべきである。
- キ 児童経過記録表の4ページ目の記事欄8行目及び21行目から26行目まで、23ページ目の記事欄8行目から17行目まで、33ページ目の記事欄17行目から20行目まで並びに34ページ目の記事欄19行目に記載されている事項は、実施機関が児童本人を一時保護処分するに当たり、むしろ児童本人及び異議申立人に十分説明すべき情

報であるため、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないことから、開示すべきである。

ク 児童経過記録表の20ページ目の記事欄21行目に記載されている事項は、異議申立人とのやりとりの内容を記載しているに過ぎず、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないことから、開示すべきである。

ケ 児童経過記録表の5ページ目の記事欄16行目に記載されている事項は、実施機関の担当区分及び氏名であり、当該職員に関して、その職務の遂行に係る情報であり、氏名についても職員録等に掲載されて既に明らかにされていることから、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないため、条例第15条第7号には該当しない。なお、当該情報は、児童本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり条例第15条第3号に該当するが、前述により同号ただし書ア、又はウに該当する。したがって、開示すべきである。

コ 診断指導記録票の3ページ目の実施年月日、対象、内容等中の右欄2行目、4行目から18行目及び20行目から24行目まで並びに4ページ目の実施年月日、対象、内容等の右欄すべてに記載されている事項は、実施機関が行った検査及びその結果を記載したものであり、当該検査の進め方は相当程度標準化されている上、結果についても標準的な数値であることから、開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないため、開示すべきである。

サ 援助方針会議録の1ページ目の児童本人に関する結果及び方針、2ページ目の児童本人に関する結果及び方針、3ページ目の児童本人に関する結果及び方針並びに決定欄に記載されている受理年月日、地域、議題提出係又は種別以外の情報並びに4ページ目の児童本人に関する結果及び方針欄に記載されている事項のうち、児童本人の欄外に記載されている情報以外の情報は、記載時点における実施機関の事務の進捗状況や児童本人の家族に関する記述、さらに実施機関の担当職員の氏名など、客観的事実あるいは既に児童本人及び異議申立人が知り得ている情報であるため、たとえ開示したとしても実施機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいはず、条例第15条第7号には該当しないことから、開示すべきである。

シ 4 (3) ウで述べた部分については、条例第15条第2号には該当

しないが、これらの情報を開示した場合には、情報提供を求めた当該他の実施機関等が情報提供に消極的になるおそれがあるなど、実施機関が行う事務の性質上、今後、実施機関が行おうとする同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第15条第7号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ス 5 (3) ウで述べた部分については、これらの情報を開示した場合には、情報提供を求めた当該他の実施機関等が情報提供に消極的になるおそれがあるなど、実施機関が行う事務の性質上、今後、実施機関が行おうとする同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第15条第7号に該当し、不開示としたことは妥当である。

○ 以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成18年 3月28日	諮詢書を受理
平成18年 5月 1日	実施機関から理由説明書を受理
平成18年 6月15日	異議申立人から意見書を受理
平成18年 8月 8日	審議（第57回審査会）
平成18年10月19日	審議（第58回審査会）
平成18年12月19日	審議（第59回審査会）
平成19年 1月23日	異議申立人から意見を聴取（第60回審査会）
平成19年 3月16日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 (第61回審査会)
平成19年 4月26日	審議（第62回審査会）
平成19年 5月28日	審議（第63回審査会）
平成19年 6月29日	審議（第64回審査会）

別表1 実施機関が条例第15条第1号の規定に該当するとして開示しないこととした部分

(1) 虐待通告受付票

シ	開示しないこととした部分
1	通告者の氏名

1	通告者と児童との関係
1	通告者の連絡先
1	通告者の調査協力の諾否
1	虐待の状況
1	通告者が虐待に気づいた時期及び虐待の頻度
1	虐待を受けている子どもの様子
1	同居人を含む家族の様子中の家族関係
1	虐待の過去の状況
1	家族状況
1	通告者の求めるもの

(2) 受付票

番号	開示しないこととした部分
1	通告者の住所又は機関名欄に記載されている事項
1	通告者の氏名
1	家庭状況
1	平成 ■ 年○月○日の主訴

(3) 児童経過記録表

番号	開示しないこととした部分
1	記事欄すべて
2	記事欄 1 行目から 5 行目まで
3	記事欄 1 行目及び 26 行目から 43 行目まで
4	記事欄 1 行目から 4 行目まで、6 行目及び 32 行目 4 文字目から 7 文字目まで

別表2 実施機関が条例第15条第2号の規定に該当するとして開示しないこととした部分

(児童経過記録表)

番号	開示しないこととした部分
3	記事欄 17 行目から 25 行目まで
4	記事欄 15 行目から 20 行目まで及び 32 行目 14 文字目から 33 行目まで
5	記事欄 20 行目から 30 行目まで
7	記事欄 10 行目から 21 行目まで

11	記事欄 13 行目から 42 行目まで
14	年月日欄中の 10 行目、11 行目、28 行目及び 29 行目並びに記事欄 2 行目から 26 行目まで及び 28 行目から 31 行目
15	年月日欄及び記事欄中に記載された事項のすべて
16	記事欄中に記載された事項のすべて
17	記事欄 1 行目から 2 行目まで
23	記事欄 21 行目から 41 行目まで
24	記事欄 35 行目から 44 行目まで
25	記事欄 1 行目から 6 行目まで
26	記事欄 28 行目から 29 行目まで及び 30 行目から 32 行目まで
27	記事欄 9 行目から 19 行目まで
28	記事欄 31 行目から 41 行目まで
31	記事欄 33 行目から 44 行目まで
34	記事欄 20 行目から 21 行目まで及び 23 行目から 41 行目まで
35	記事欄 1 行目から 2 行目まで及び 20 行目から 28 行目まで
37	記事欄 8 行目から 10 行目まで

別表 3 実施機関が条例第 15 条第 3 号の規定に該当するとして開示しないこととした部分

(1) 児童経過記録表

番号	開示しないこととした部分
3	記事欄 6 行目から 16 行目まで
4	記事欄 9 行目から 14 行目まで及び 27 行目から 30 行目まで
7	記事欄 22 行目から 44 行目まで
8	記事欄のすべて
9	記事欄のすべて
10	記事欄 1 行目から 6 行目及び 8 行目
11	記事欄 1 行目から 11 行目まで及び欄外記載部分
13	記事欄 23 行目から 41 行目
14	記事欄 1 行目
17	記事欄 6 行目
18	記事欄 1 行目から 35 行目まで及び 37 行目から 38 行目まで
21	記事欄 15 行目から 31 行目まで
22	記事欄のすべて
23	記事欄 1 行目から 7 行目まで及び 18 行目から 19 行目まで

26	記事欄 37 行目から 44 行目まで
27	記事欄 1 行目から 7 行目まで
30	記事欄 1 行目から 15 行目まで
31	記事欄 26 行目から 31 行目まで
32	記事欄 1 行目から 14 行目まで
35	記事欄 15 行目から 18 行目まで及び 29 行目から 31 行目まで
36	記事欄 1 行目から 11 行目まで、13 行目から 34 行目まで及び 37 行目から 40 行目まで

(2) 援助方針会議録

番号	開示しないこととした部分
1	児童本人以外の児童に関する情報
2	児童本人以外の児童に関する情報
3	児童本人以外の児童に関する情報
4	児童本人以外の児童に関する情報

別表4 実施機関が条例第15条第7号の規定に該当するとして開示しないこととした部分

(1) 児童経過記録表

番号	開示しないこととした部分
3	記事欄 2 行目から 5 行目まで
4	記事欄 8 行目及び 21 行目から 26 行目まで
5	記事欄 7 行目から 16 行目まで、19 行目及び 31 行目から 38 行目まで
17	記事欄 7 行目から 12 行目まで
20	記事欄 21 行目
21	記事欄 6 行目から 14 行目まで
23	記事欄 8 行目から 17 行目まで
26	記事欄 33 行目から 36 行目まで
28	記事欄 24 行目から 26 行目まで
31	記事欄 1 行目から 19 行目まで
33	記事欄 17 行目から 20 行目まで
34	記事欄 19 行目
37	記事欄 4 行目から 6 行目まで及び 11 行目から 13 行目まで

(2) 診断指導記録票

ページ	開示しないこととした部分
1	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
2	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
3	実施年月日、対象、内容等中の右欄2行目、4行目から18行目まで及び20行目から24行目まで
4	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
5	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
6	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
7	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて及び欄外に記載されている事項
8	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて及び欄外に記載されている事項
9	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
10	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
11	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
12	実施年月日、対象、内容等中の左欄6行目及び右欄すべて
13	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
14	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
15	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
16	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて

(3) 医学診断依頼表

ページ	開示しないこととした部分
1	心理検査結果、面接などの様子及び相談内容
2	ケース概要中の1家族構成及び2今までの生活歴
3	記載事項すべて

(4) 医学診断所見票

ページ	開示しないこととした部分
1	診断、所見及び経過・現症

(5) 援助方針会議録

ページ	開示しないこととした部分
1	児童本人に関する受理年月日、地域、議題提出係、種別、結果及び方針並びに決定欄に記載されている受理年月日、地域、議題提出係又は種別以外の情報
2	児童本人に関する結果及び方針

3	児童本人に関する結果及び方針
4	児童本人に関する結果及び方針

別表5 審査会が条例第15条第1号の規定に該当するとして不開示が妥当であると判断した部分

(1) 虐待通告受付票

番号	不開示が妥当である部分
1	通告者の氏名
1	通告者の連絡先

(2) 受付票

番号	不開示が妥当である部分
1	通告者の氏名

(3) 児童経過記録表

番号	不開示が妥当である部分
2	記事欄1行目から3行目まで
3	記事欄26行目から43行目まで
4	記事欄1行目から4行目まで及び6行目

別表6 審査会が条例第15条第2号の規定に該当するとして不開示が妥当であると判断した部分

(児童経過記録表)

番号	不開示が妥当である部分
4	記事欄15行目から20行目まで
7	記事欄10行目から21行目まで
11	記事欄22行目から42行目まで
14	年月日欄中の10行目、11行目、28行目及び29行目並びに記事欄2行目から26行目まで及び28行目から31行目
15	年月日欄及び記事欄中に記載された事項のすべて
16	記事欄中に記載された事項のすべて
17	記事欄1行目から2行目まで
23	記事欄21行目から41行目まで
24	記事欄35行目から44行目まで

25	記事欄 1 行目から 6 行目まで
26	記事欄 28 行目から 29 行目まで及び 30 行目から 32 行目まで
27	記事欄 9 行目から 19 行目まで
28	記事欄 31 行目から 41 行目まで
31	記事欄 33 行目から 44 行目まで
34	記事欄 20 行目から 21 行目まで及び 23 行目から 41 行目まで
35	記事欄 1 行目から 2 行目まで及び 20 行目から 28 行目まで
37	記事欄 8 行目から 10 行目まで

別表 7 審査会が条例第 15 条第 3 号の規定に該当するとして不開示が妥当であると判断した部分

(1) 虐待通告受付票

ページ	不開示が妥当である部分
1	虐待の状況
1	通告者が虐待に気づいた時期及び虐待の頻度
1	虐待を受けている子どもの様子
1	同居人を含む家族の様子中の家族関係
1	虐待の過去の状況
1	家族状況
1	通告者の求めるもの

(2) 受付票

ページ	不開示が妥当である部分
1	家庭状況
1	平成 ■ 年〇月〇日の主訴

(3) 児童経過記録表

ページ	不開示が妥当である部分
1	記事欄 2 行目から 31 行目まで
2	記事欄 4 行目から 5 行目まで
4	記事欄 11 行目から 14 行目まで
7	記事欄 23 行目から 44 行目まで
8	記事欄のすべて
9	記事欄のすべて
10	記事欄 1 行目から 6 行目及び 8 行目

11	記事欄 1 行目から 11 行目まで
13	記事欄 23 行目から 41 行目
14	記事欄 1 行目
17	記事欄 6 行目
18	記事欄 2 行目から 35 行目まで及び 37 行目から 38 行目まで
21	記事欄 15 行目から 31 行目まで
22	記事欄のすべて
23	記事欄 1 行目 4 文字目から 8 文字目まで、2 行目から 7 行目まで及び 18 行目から 19 行目まで
26	記事欄 38 行目から 44 行目まで
27	記事欄 2 行目から 7 行目まで
30	記事欄 1 行目から 15 行目まで
31	記事欄 27 行目から 31 行目まで
32	記事欄 1 行目から 14 行目まで
35	記事欄 16 行目から 18 行目まで及び 29 行目から 31 行目まで
36	記事欄 1 行目から 11 行目まで、13 行目から 27 行目まで、29 行目から 34 行目まで及び 38 行目から 40 行目まで

(4) 援助方針会議録

番号	不開示が妥当である部分
1	児童本人以外の児童に関する情報
2	児童本人以外の児童に関する情報
3	児童本人以外の児童に関する情報
4	児童本人以外の児童に関する情報

別表8 審査会が条例第15条第7号の規定に該当するとして不開示が妥当であると判断した部分

(1) 児童経過記録表

番号	不開示が妥当である部分
3	記事欄 6 行目から 16 行目まで及び 17 行目から 25 行目まで
5	記事欄 20 行目から 30 行目まで及び 35 行目から 38 行目まで
17	記事欄 7 行目から 12 行目まで
21	記事欄 6 行目から 13 行目まで
26	記事欄 33 行目から 36 行目まで
28	記事欄 24 行目から 26 行目まで

31	記事欄 7行目から8行目まで及び12行目から15行目まで
37	記事欄 4行目から6行目まで及び11行目から13行目まで

(2) 診断指導記録票

ページ	不開示が妥当である部分
1	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
2	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
5	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
6	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
7	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて及び欄外に記載されている事項
8	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて及び欄外に記載されている事項
9	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
10	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
11	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
12	実施年月日、対象、内容等中の左欄6行目及び右欄すべて
13	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
14	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
15	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
16	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて

(3) 医学診断依頼表

ページ	不開示が妥当である部分
1	心理検査結果、面接などの様子及び相談内容
2	ケース概要中の1家族構成及び2今までの生活歴
3	記載事項すべて

(4) 医学診断所見票

ページ	不開示が妥当である部分
1	診断、所見及び経過・現症

(5) 援助方針会議録

ページ	不開示が妥当である部分
1	児童本人に関する受理年月日、地域、議題提出係、種別及び決定欄に記載されている受理年月日、地域、議題提出係又は種別以外の情報
4	児童本人に関する結果及び方針欄の欄外に記載されている情報

別表9 審査会が開示すべきであると判断した部分

(1) 虐待通告受付票

ページ	開示すべき部分
1	通告者と児童との関係
1	通告者の調査協力の諾否

(2) 受付票

ページ	開示すべき部分
1	通告者の住所又は機関名欄に記載されている事項

(3) 児童経過記録表

ページ	開示すべき部分
1	記事欄 1 行目
3	記事欄 1 行目から 5 行目まで
4	記事欄 8 行目から 10 行目まで、21 行目から 30 行目まで及び 32 行目から 33 行目まで
5	記事欄 7 行目から 16 行目まで、19 行目及び 31 行目から 34 行目まで
7	記事欄 22 行目
11	記事欄 13 行目から 21 行目まで及び欄外記載部分
18	記事欄 1 行目
20	記事欄 21 行目
21	記事欄 14 行目
23	記事欄 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで及び 8 行目から 17 行目まで
26	記事欄 37 行目
27	記事欄 1 行目
31	記事欄 1 行目から 6 行目まで、9 行目から 11 行目まで、16 行目から 19 行目まで及び 26 行目
33	記事欄 17 行目から 20 行目まで
34	記事欄 19 行目
35	記事欄 15 行目
36	記事欄 28 行目及び 37 行目

(4) 診断指導記録票

ページ	開示すべき部分
3	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて
4	実施年月日、対象、内容等中の右欄すべて

(5) 援助方針会議録

番号	開示すべき部分
1	児童本人に関する結果及び方針
2	児童本人に関する結果及び方針
3	児童本人に関する結果及び方針
4	児童本人に関する結果及び方針欄に記載されている事項のうち、児童本人の欄外に記載されている情報以外の情報